

紹介手数料返還制度について

湘南社会福祉事業協同組合
有料紹介許可 14—ユー301844

当組合の職業紹介により入社した求職者について、入社日から 1 年間以内に自己都合による退職または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

返還率

入社日から退職までの期間により以下のように定めます。

- ・ 1 ケ月以内で退職した場合 紹介手数料金の 80%
- ・ 3 ケ月以内で退職した場合 紹介手数料金の 50%
- ・ 6 ケ月以内で退職した場合 紹介手数料金の 20%
- ・ 6 ケ月以上一年間以内退職した場合 紹介手数料金の 10%

※別途、契約書や覚書等により取り決めがある場合は、その内容を優先する。

但し、採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。